

Client Alert

2015年9月号 (Vol.21)

1. はじめに
2. 知的財産法：平成24年改正著作権法施行後初となるリッピングソフトに関する検挙事例について
3. 競争法／独禁法：「外国公務員贈賄防止指針」の改訂
4. エネルギー・インフラ：石炭火力発電所計画に対する環境アセスに係る大臣意見
5. 労働法：「女性活躍推進法」成立
6. 会社法：内部統制システムの運用状況の概要の開示
7. 一般民事：内閣府消費者委員会、消費者契約法に関する「中間取りまとめ」を公表
8. M&A：補償条項に関する近時の動向
9. ファイナンス・ディスクロージャー：東証、2014年度の不適正開示の状況等を上場会社に通知
10. 税務：経産省 税制改正要望において業績連動報酬や株式報酬に係る税務上の取扱いの見直しを提言
11. ベトナム：新投資法の運用指針に係るオフィシャルレター
12. ブラジル：ブラジルの仲裁法改正

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2015年9月号（第21号）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：平成24年改正著作権法施行後初となるリッピングソフトに関する検挙事例について

一般社団法人日本映像ソフト協会の本年8月19日付発表によると、神奈川県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課と戸部警察署は、DVDに施された複製等防止技術であるCSS（Content Scramble System）を回避してDVDの複製を可能とする、いわゆるリッピングソフトを自己の運営するウェブサイトアップロードした者を著作権法違反の疑いで検挙しました。CSSは、2012年の著作権法改正により新たに保護対象とされた複製等防止技術ですが、同協会によれば、今回の検挙は、平成24年改正法に基づく初の検挙事例とのことです。CSSのリッピングソフトの提供行為等に対しては、これまで不正競争防止法違反を根拠とした対応が行われていましたが、初めて著作権法違反を根拠とした対応が行われた事例として、注目されます。

Client Alert

また、同協会によれば、上記リップングソフトがアップロードされたサイトにリンクを張っていた会社の従業者等も著作権法違反の幫助の疑いで検挙されており、こちらも初の検挙事例であるとのこと。リンクを貼る行為の著作権法上の評価については、様々な議論が行われており、今後の展開が注目されます。

弁護士 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
✉ yoshifumi.onodera@mhmiapan.com
弁護士 池村 聡
☎ 03-6266-8507
✉ satoshi.ikemura@mhmiapan.com

3. 競争法／独禁法：「外国公務員贈賄防止指針」の改訂

2015年7月30日、経済産業省は「外国公務員贈賄防止指針」を改訂しました（<http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150730008/20150730008-1.pdf>）。本改訂では、主として、①外国公務員贈賄罪（不正競争防止法 18 条）の構成要件である「営業上の不正の利益を得るため」の解釈について、具体例を増やしたこと、及び②企業における外国公務員贈賄防止のために求められる体制（「防止体制」）に関する記述が大幅に追加され、具体化されたことです。

①については、改訂前の指針は、いわゆるファシリテーション・ペイメント（公務員の裁量性のない行為に関し、円滑化のために支払われる少額の金銭）は許容されないが、営業上不正の利益を得る目的が認められない場合には外国公務員贈賄罪を構成しないという流れで説明していました。本改訂は、日本の外国公務員贈賄罪と無関係なファシリテーション・ペイメントに関する記載は割愛し、「営業上不正の利益を得るため」の解釈の参考となる具体的な記載を追加しています。例えば、現地政府からの合理性のない差別的な不利益取扱いを避けるためであっても金銭等の要求は拒絶することが原則であるとし、その一方で、時期・品目・金額・頻度といった要素から判断して、純粋に社交や自社商品への理解を深めることを目的とするといえる贈答や旅費の負担等は必ずしも贈賄行為とならない場合もあるとしています。

②については、防止体制の構築・運用にあたって、(i)経営トップが全従業員に対して賄賂は会社のためにはならないという姿勢を明確に示すこと、(ii)事業部門や拠点ごとの贈賄リスクに応じた措置（リスクベース・アプローチ）が推奨されること、(iii)親会社は支配権を有する子会社についても防止体制が適切に構築・運用されることを確保する必要があること（子会社が自律的に防止体制を構築・運用することが原則であるものの、子会社にその能力・経験が乏しい場合には、親会社が必要なリソースを補完したり、親会社主導で体制の構築・運用をしたりすることが求められています。）の3点が重要な視点として挙げられています。そして、このような防止体制を構築・運用することは、取締役の善管注意義務の一内容として求められるだけでなく、刑事罰の適用においても考慮されることが期待される（処罰の根拠となる過失が存在しないことの一根拠とな

Client Alert

りうる)とされています。

本指針は、日本の外国公務員贈賄罪について、その構成要件の考え方と違反防止策を具体的に明らかにしている貴重な情報源であるところ、最近の外国公務員贈賄リスクの顕在化・増加に伴い、より具体化が望まれていたものです。新興国をはじめ海外で事業展開をしている企業が、コンプライアンス体制をチェックする際に、本指針は有用です。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmiapan.com
弁護士 竹腰 沙織
☎ 03-6266-8903
✉ saori.takekoshi@mhmiapan.com

4. エネルギー・インフラ：石炭火力発電所計画に対する環境アセスに係る大臣意見

2015年8月27日、経済産業大臣は、国内の某石炭火力発電所の設置計画に係る計画段階環境配慮書に対しての意見（「経済産業大臣意見」）を公表しました。経済産業大臣意見のうちCO₂に関連する部分においては、2015年7月17日に有志により公表された電気事業分野の「自主的枠組みの概要」（「自主的枠組み」）等について、「早急に自主的枠組みの目標の実現のための具体的な仕組みやルールづくり等が行われるよう努めること」とされています。かかる意見は、2015年8月14日付で環境大臣が公表した上記配慮書に対する意見（①自主的枠組みは、石炭火力のCO₂排出量の具体的な削減方法等の実効性の観点から課題がある、②事業計画の内容について、国のCO₂削減の目標・計画との整合性を判断できないので、現時点で事業計画を是認することはできず、早急に具体的なルール作りが必要である、とするもの）を踏まえて述べられているものです。

個別案件に対する意見として、業界全体のルール作りに言及することの当否については意見が分かるところと思われますが、今回の意見を受け、「自主的枠組みがより具体的なものとならない限り、現在の石炭火力等計画は軒並み留保される見通し」とするような見解もあります。石炭火力発電の将来を占う意味で、今後の動向を注視する必要があります。

弁護士 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhmiapan.com
弁護士 久保 圭吾
☎ 03-6266-8975
✉ keigo.kubo@mhmiapan.com

Client Alert

5. 労働法：「女性活躍推進法」成立

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が、2015年8月28日に成立しました。同法では、301人以上の労働者を雇用する事業主に、2016年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・提出、③情報公表等を行うことを義務付けています。300人以下の事業主については努力義務となっています。

まず、①の女性の活躍状況の把握・課題分析については、(i)採用者に占める女性比率、(ii)勤続年数の男女差、(iii)労働時間の状況、(iv)管理職に占める女性比率を必ず把握することとされており、その他任意で把握することとする項目については、厚生労働省令で定め10月頃に公表される予定となっています。

次に、②の行動計画の策定・提出ですが、①の結果を踏まえ、女性の活躍推進に向けた行動計画を策定することとされ、当該行動計画には、(i)計画期間、(ii)数値目標、(iii)取組内容、(iv)取組みの実施時期を盛り込むこととされています。当該計画については都道府県労働局に提出することとされています。また、策定された労働計画は労働者に周知し外部に公表することとされており、周知方法や外部への公表方法については、厚生労働省令で定め10月頃に公表される予定となっています。

③の情報公表ですが、公表項目、公表方法については、厚生労働省令で定め10月頃に公表される予定となっております。企業には当該公表項目のうち適切であると考えられる項目を1つ以上選んで公表することが求められています。

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良な企業については、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができるとされています。認定を受けた企業は、厚生労働省が定める認定マークを商品等に付することができます。

少子高齢化に伴い労働力マーケットが縮小する中、女性の活用は各企業においても喫緊の課題であるといえます。女性活躍推進法は企業に対する義務を定めるものではありませんが、企業側としてもこれを良い機会と捉えて取り組むことが期待されているといえます。

弁護士 高谷 知佐子
☎ 03-5223-7717
✉ chisako.takaya@mhmjapan.com

6. 会社法：内部統制システムの運用状況の概要の開示

平成26年会社法改正により、事業報告には、内部統制システムに関する決議の内容に加え、その運用状況の概要を記載することが必要となりました（会社法施行規則118条2号）。かかる改正は、経過措置により、施行日（2015年5月1日）以後にその末日が到来する事業年度から適用されるため、5月末を決算期とする8月総会社において

Client Alert

は、本年から当該記載が必要となっています。

この点、開示された8月総会会社の招集通知においては、内部統制システムの運用状況の概要として、①内部統制システムの基本方針の改定状況、②重要な会議（取締役会、監査役会、経営会議、任意の委員会等）の開催状況、③コンプライアンスに関する取組み（社内規程の改定状況、研修の実施状況、内部通報制度の運用状況等）、④リスク管理に関する取組み（社内規程の改定状況、緊急事態に備えた訓練の実施状況、危機管理計画の策定状況等）、⑤内部監査や監査役監査に関する取組み（事業年度中に行われた監査の内容、重点監査項目、会計監査人との連携状況等）、⑥反社会的勢力の排除に向けた取組み（社内規程の改定状況、研修の実施状況等）等を記載している例が見られるところであり、これらの記載ぶりは、今後、当該改正の適用開始を迎える会社においても、参考になるものと思われる。

弁護士 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhmjapan.com

弁護士 河島 勇太

☎ 03-6266-8734

✉ yuta.kawashima@mhmjapan.com

7. 一般民事：内閣府消費者委員会、消費者契約法に関する「中間取りまとめ」を公表

2015年8月11日、内閣府は、消費者委員会の消費者契約法専門調査会がまとめた、消費者契約法の改正に向けた「中間取りまとめ」を公表しました。専門調査会は、2001年4月施行の消費者契約法について、その後のインターネット取引の普及や高齢化の進展等による社会経済状況の変化等を踏まえた見直しの検討を行うため、2014年10月に設置され、今般、その審議結果を中間報告したものです。

検討の対象となった論点は多岐にわたりますが、その中でも、意思表示の取消しの規律が及ぶ「勧誘」要件について、不特定の者に向けた広告等を含めるよう緩和するかという論点が特に注目を集めています。中間取りまとめでは、「勧誘」要件について、不特定の者に向けた広告等であっても、「事業者が、当該事業者との取引を誘引する目的をもってする行為をしたと客観的に判断される場合、（中略）意思表示の取消しの規律を適用することが考えられる」とされました。但し、「適用対象となる行為の範囲については、事業者に与える影響等も踏まえ、引き続き検討すべきである」との留保が付されています。

消費者契約法は、消費者ビジネスであれば業種を問わず適用される法律であり、その改正の影響も大きいものですが、今般の中間取りまとめについては、事業者の意見を十分に聴いていないとの経済界の不満も指摘されています。現在、内閣府により2015年9月30日までを受付期間として意見募集（http://www.cao.go.jp/consumer/about/chukan_iken.html）がされており、また、今後、専門調査会による事業者団体等へのヒアリン

Client Alert

も行われる予定です。これらの結果を踏まえて今年度中に最終報告が公表される見込みですので、消費者ビジネスに携わる企業は、意見募集やヒアリングの状況、今後の審議の動向を注視する必要があります。

弁護士 早川 学
☎ 03-5223-7748
✉ gaku.hayakawa@mhmjapan.com
弁護士 大室 幸子
☎ 03-6212-8350
✉ sachiko.omuro@mhmjapan.com

8. M&A：補償条項に関する近時の動向

企業買収に際し、売主・買主間で締結される株式譲渡契約については、米国におけるM&A実務等を参考にした一般的な枠組みが存在しますが、近時は、課税関係に配慮して補償条項を作成するという実務も定着しつつあります。

例えば、買主が売主から表明保証違反に基づいて補償金を受け取った場合、補償金の法的性質を損害賠償金と考えると、受け取った補償金は買主において益金に算入され、課税されることとなります。他方、株式譲渡契約において、補償金の支払いは株式譲渡の対価の減額であることを明記している場合には、買主において益金に算入されず（国税不服審判所裁決平成19年9月8日裁決事例集72号325頁）、課税が将来に繰り延べられると考えられるため、補償条項の作成にあたってそのような規定を設ける例も増えてきました。

その他、①対象会社の繰越欠損金の減少、②対象会社に源泉徴収漏れがあった場合の源泉税相当額、及び③補償金に課税が生じた場合の課税相当額が補償の対象となる「損害」に含まれるかといった点や、対象会社に生じたキャッシュ・アウトが対象会社において損金に算入される場合、その税効果分（Tax benefit）を「損害」の額から控除できるかといった点が問題となることもあります。将来の紛争を未然に防ぐという観点から、これらの点について株式譲渡契約にあらかじめ規定（例えば上記③の場合であればグロスアップ条項等）を設けておくという対応も考えられるところです。

実際には、上記のような対応を行うことが必ずしも現実的ではない事案もあると思われませんが、補償条項の作成にあたり、上記のような検討を行うことの重要性は高まっているといえます。

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com
弁護士 小山 浩
☎ 03-6266-8589
✉ hiroshi.oyama@mhmjapan.com

Client Alert

9. ファイナンス・ディスクロージャー：

東証、2014年度の不適正開示の状況等を上場会社に通知

東京証券取引所は、2015年8月7日、「2014年度における不適正開示状況及び注意を要する開示事例等について」（「本資料」）を取りまとめ、東京証券取引所の上場会社に通知しました。

本資料によれば、2014年度（「本年度」）に299件（2013年度：242件）の不適正開示事例が発生しており、最近3年間で最大の件数となっており、全体として不適切開示件数は増加傾向にあるといえます。

本年度の不適正開示の類型としては、近年の傾向と同様に、決算発表資料の訂正に関する事案が最も多く、次いで、主要株主等の異動に関する事案に関する事案、親会社や支配株主の異動に関する事案が多い状況でした。

また、不適切開示の原因類型としては、適時開示項目の認識不足が全体の過半数を占めています。

不適切な開示・不開示が行われた場合には上場廃止となる場合もありうることから、これを防止するため、適時開示に関する社内ルール、体制の整備が不可欠であるとともに、各社において適時開示基準等の知識を深めていただくことが大切です（例えば主要株主等の異動については、所有株式比率ではなく議決権比率をもとに確認する必要がある点や、所有株式数に変動がない場合であっても総株主の議決権数に変動がある場合には開示が必要となる場合がある点等に留意が必要です。）。

弁護士 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhmjapan.com
弁護士 尾崎 健悟
☎ 03-6266-8929
✉ kengo.ozaki@mhmjapan.com

10. 税務：経産省 税制改正要望において業績連動報酬や株式報酬に係る税務上の取扱いの見直しを提言

経産省は、2015年8月28日、平成28年度税制改正に関する要望（本要望）を公表しました。本要望では、上場企業等の役員報酬に関して業績連動報酬や株式報酬の税務上の取扱いの見直しを提言しています。これは、2015年6月に施行されたコーポレートガバナンス・コードにおいて、経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきであるとされていることを背景にしたものです。

現行の税制において、損金算入可能な役員給与は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の3種類に限定されており、特に利益連動給与には厳格な要件が定められているため、経営者のインセンティブを引き出す報酬制度を設計する上で大きな障害と

Client Alert

なっています。例えば、連結売上高や ROE 等を指標とする業績連動型報酬や中長期の業績目標の達成度合いにより交付される株式報酬は、税法上の利益連動給与の要件を充足せず、会社側で損金に算入されないという問題があります。

そこで、本要望は、企業経営者に「攻めの経営」を促すため、コーポレート・ガバナンスが強化されている上場企業等を対象に、役員給与における多様な業績連動報酬や株式報酬に関する税務上の取扱いの見直しを求めています。本要望を受けて、どのような税制改正がなされるのか（又はなされないのか）が注目されます。

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com

弁護士 小山 浩
☎ 03-6266-8589
✉ hiroshi.oyama@mhmjapan.com

弁護士 坂尾 陽
☎ 03-6266-8951
✉ akira.sakao@mhmjapan.com

11. ベトナム：新投資法の運用指針に係るオフィシャルレター

ベトナムでは、2015年7月1日付で新投資法が施行されました（同時に新企業法も施行）。しかしながら、当初7月1日までに施行されるはずであった同法に関する施行細則（Decree）はいまだ公布されておらず、新投資法に基づく実務運用が不透明な状況となっています。そのような状況の下、計画投資省（Ministry of Planning and Investment）は、施行細則が制定されるまでの間の暫定的措置として2015年7月24日付でオフィシャルレター（No.5122-BKHDT-PC、「本レター」）を発し、下記のような実務運用の指針を示しました。なお、本レターはかかる暫定的措置に関する行政の見解を示す文書であり、法的拘束力はないものの、当局の実務運用の指針として重要な文書と考えられることからその主な内容を紹介いたします。

1 新投資法施行前に申請されたプロジェクトについて

新投資法施行前に申請されたプロジェクトのうち、旧投資法及び関連法令において要求される投資許可証（Investment Certificate：IC）発行のための申請条件を満たすものについては、投資家の同意を得た上で、新投資法に基づき投資登録証（Investment Registration Certificate：IRC）が発行されます（本レター第1条(a)）。なお、条件を満たさない場合、投資登録機関によって新投資法に従って新たな申請書類又は追加書類の提出を要求されます（本レター第1条(a)）。

2 WTO加盟文書においてコミットしていないビジネスについて

Client Alert

WTO 加盟文書等においてベトナムが規制緩和をコミットしていない事業分野については、投資登録機関は、投資登録証（IRC）を発行する前に、関連省庁の意見照会を経るものとされています（本レター第2条(c)）。したがって、かかる事業分野に関しては、IRCの発行を受けるまでに相当程度の期間がかかることが予想されます。

3 投資許可証（IC）の修正について

旧投資法下で発行されていた投資許可証（IC）には、「事業登録項目（registered business items）」と「投資プロジェクト項目（investment project items）」という2つの情報が記載されていますが、前者のみを修正する場合、当該修正を反映した企業登録証（Enterprise Registration Certificate：ERC）の発行を新たに行う必要があります。この場合、既存のICについては、事業登録項目の記載部分は当該ERCの発行によって効力を失い、投資プロジェクト項目の記載部分は引き続き効力を有することになります（本レター第3条(a)）。

これに対し、後者のみを修正する場合、当該修正を反映したIRCの発行を新たに行い、既存のICについては事業登録項目の記載部分のみ引き続き効力を有することになります（本レター第3条(b)）。

また、事業登録項目と投資プロジェクト項目のいずれも修正する場合には、まず事業登録項目の修正を反映したERCの発行を行い、次に、投資プロジェクト項目の修正を反映したIRCの発行を行います（本レター第3条(c)）。

上記のとおり、投資法の施行細則が制定されるまでの間の暫定的措置として本レターが発行されましたが、2015年8月7日に公布された首相決定（Resolution No.59-NQ-CP 第II章1条(a)）によれば、施行細則は2015年9月15日までに公布される見通しとされています。いずれにせよ、今後の動向を注視する必要があります。

弁護士 石本 茂彦
☎ 03-5223-7736
✉ shiqehiko.ishimoto@mhmiapan.com
弁護士 埴 晋
☎ 03-6212-8362
✉ susumu.hanawa@mhmiapan.com
弁護士 山口 健次郎
(ホーチミン Frasers 法律事務所出向中)
☎ 03-6266-8792
✉ kenjiro.yamaquchi@mhmiapan.com

12. ブラジル：ブラジルの仲裁法改正

2015年5月26日、ブラジルにおいて仲裁法等を改正する法律（Law No. 13,129/2015）が大統領により署名され、同年7月27日に施行されました。

ブラジルにおいて、仲裁は裁判に代わる重要な紛争解決手段であり、今回の改正にも

Client Alert

留意が必要です。

本改正では、従来から議論のあった公的主体が仲裁の当事者となることの可否について、処分可能な経済上の権利（direitos patrimoniais disponíveis）に関連する紛争においては、公的主体であっても仲裁の当事者となることが可能であることが明確化されました。

また、会社法の一部も改正され、株式会社が附属定款に仲裁条項（関連する紛争の紛争解決手段を仲裁に限定する旨の条項）を定めた場合には、当該仲裁条項は決議に反対した株主をも拘束すること、及び決議に反対した株主には株式会社に対して株式買取請求権を認められることが規定されました。今回の改正前においては、株式会社の定款において仲裁条項を定めた場合にすべての株主を拘束するかについて、実務家や学者の間で議論があったところ、この点が本改正で明確にされたこととなります。

今後、これらに関連して制定される各種法令の改正状況、また、実務上の動向等について十分な留意が必要です。

弁護士 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhmjapan.com
弁護士 岸 寛樹
☎ 03-6266-8592
✉ hiroki.kishi@mhmjapan.com
弁護士 飯田 龍太
☎ 03-6213-8102
✉ ryuta.iida@mhmjapan.com

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『海外子会社管理の実務 ～アジア・中南米等を中心とした新興国における対応～』
開催日時 2015年9月8日（火）13:30～16:30
講師 石井 裕介、梅津 英明
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『下請法実務講座』
開催日時 2015年9月11日（金）13:00～17:00
講師 池田 毅
主催 公益財団法人 公正取引協会

- セミナー 『カード決済の現状と規制環境の変化』
開催日時 2015年9月15日（火）16:00～18:00
講師 堀 天子
主催 株式会社日本カードビジネス研究会

Client Alert

- セミナー 『S-REIT と BT の概要及び活用可能性』
開催日時 2015 年 9 月 15 日（火）13:00～16:00
講師 佐伯 優仁
主催 株式会社 金融財務研究会

- セミナー 『M&A 実務の最新動向』
開催日時 2015 年 9 月 16 日（水）13:30～16:30
講師 大石 篤史
主催 ナレッジ・コミュニティ 経営研究セミナー(株式会社芝浦通信)

- セミナー 『現代社会と著作権』
開催日時 2015 年 9 月 16 日（水）14:50～18:10
講師 池村 聡
主催 宮崎大学 学生支援部基礎教育支援室

- セミナー 『平成 27 事務年度金融モニタリングの展望～平成 27 事務年度方針・金融モニタリングレポート・金融検査結果事例集等の研究～』
開催日時 2015 年 9 月 17 日（木）14:00～17:00
講師 江平 享
主催 株式会社 金融財務研究会

- セミナー 『海外子会社管理の実務～アジアを中心とした新興国における対応～』
開催日時 2015 年 9 月 17 日（木）13:30～16:30
講師 江口 拓哉、石井 裕介
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『コーポレート・ガバナンス改革への実務的視点～会社法・上場規則との関係を踏まえて～』
開催日時 2015 年 9 月 24 日（木）14:00～17:00
講師 野村 修也
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『BREAKTHROUGH SUMMIT -FinTech DAY-』
開催日時 2015 年 9 月 25 日（金）13:00～18:00
講師 増島 雅和
主催 ディーエムジー・イベント・ジャパン株式会社

Client Alert

- セミナー 『中央大学学術講演会『GPIF 改革のゆくえ一年金積立金の管理・運用の在り方を考える－(神戸)』』
開催日時 2015年9月26日(土) 14:00～15:30
講師 野村 修也
主催 学校法人中央大学

- セミナー 『東京ビジネス・ロー・スクール『6月総会の総括と次回総会に向けての準備』』
開催日時 2015年10月1日(木) 13:30～16:30
講師 菊地 伸
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『営業秘密保護及び技術情報流出防止のための法的対策と経営戦略～企業がとるべき対策を不正競争防止法による保護に限らず総合的経営戦略の立場から解説～』
開催日時 2015年10月2日(金) 14:00～17:00
講師 玉木 昭久
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『監査等委員会設置会社への移行の検討課題と実務』
開催日時 2015年10月2日(金) 9:30～12:30
講師 石井 裕介
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『監査等委員会設置会社への移行を巡る検討ポイントと実務～移行するか否かの検討から、移行の手続まで～』
開催日時 2015年10月2日(金) 9:30～12:30
講師 太子堂 厚子
主催 株式会社プロネクサス

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『「民法改正」法案－重要条文ミニ解説付き』(2015年7月刊)
出版社 株式会社中央経済社
著者 青山 大樹、末廣 裕亮、篠原 孝典、河上 佳世子、畑江 智(監修)

- 本 『一問一答 平成26年改正会社法[第2版]』(2015年8月刊)
出版社 株式会社商事法務
著者 内田 修平、渡辺 邦広(共著)

Client Alert

- 本 『コーポレートガバナンス・コードの実務』（2015年8月刊）
出版社 株式会社商事法務
著者 澤口 実、内田 修平（共著）

- 本 『詳解 シンジケートローンの法務』（2015年9月刊）
出版社 一般社団法人金融財政事情研究会
著者 青山 大樹（編著）、佐藤 正謙、丸茂 彰（監修）、村上 祐亮、蓮本 哲、
白川 佳、氷上 将一、松田 悠希、湯田 聡、朽網 友章（著者）

- 論文 「インセンティブ報酬の設計をめぐる法務・税務の留意点〔上〕」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2077
著者 大石 篤史、奥山 健志、小山 浩（共著）

- 論文 「中国における電子商取引の外資規制緩和について」
掲載誌 国際商事法務 Vol.43 No.8
著者 孫 彦

- 論文 「新たな「チャイナリスク」となるか～中国環境保護法の改正について～」
掲載誌 国際商事法務 Vol.43 No.9
著者 湯浅 紀佳、張 文涵（共著）

- 論文 「コンセッション方式を利用したPFI事業におけるリスク分担について（下）」
掲載誌 NBL 1056号
著者 末廣 裕亮

- 論文 「利息とそうでないもの－アレンジメントフィーを素材として－」
掲載誌 金融法務事情 2023号
著者 佐藤 正謙

- 論文 「債権譲渡（譲渡制限特約）法制の改正－ABL実務の観点から－」
掲載誌 金融法務事情 2024号
著者 末廣 裕亮、矢田 悠（共著）

Client Alert

- 論文 「新興国コンプライアンス最前線(9) マレーシア/マレーシア競争法及び汚職防止法-近時の法制度の整備とエンフォースメントの強化」
掲載誌 ジュリスト 1484号
著者 梅津 英明、佐藤 貴哉
- 論文 「債権譲渡・債権質（担保）の準拠法」
掲載誌 ジュリスト増刊 2015年8月号
著者 佐藤 正謙
- 論文 「実務に効く 国際ビジネス判例精選 「知的財産」」
掲載誌 ジュリスト増刊 2015年8月号
著者 田中 浩之
- 論文 「M&A 契約研究会 総論／契約の当事者／対価」
掲載誌 論究ジュリスト No.14
著者 大石 篤史
- 論文 「セイクレスト大阪高裁判決と監査役監査基準」
掲載誌 月刊監査役 No.643
著者 松井 秀樹
- 論文 「ドローン規制にビジネスの視点を」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.15 No.10
著者 戸嶋 浩二、林 浩美
- 論文 「日本トイザラス事件からみる優越的地位の濫用に対するコンプライアンス上の注意点」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.15 No.10
著者 池田 毅
- 論文 「ABLに関連する民法(債権関係)の改正」
掲載誌 企業会計 Vol.67 No.9
著者 矢田 悠
- 論文 「改正会社法 コーポレートガバナンス・コード スチュワードシップ・コード 3本の矢で日本企業の「稼ぐ力」を取り戻す！」
掲載誌 会社法務 A2Z 100号
著者 野村 修也

Client Alert

- 論文 「サイバースペースでの著作権侵害への対応・予防策」
掲載誌 会社法務 A2Z 100号
著者 小野寺 良文

- 論文 「アジア不動産取得に関する実務上の留意点 2. ベトナム編」
掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.26
著者 梅津 英明、埴 晋

- 論文 「タックス・ヘイブン対策税制を巡る最新裁判例詳解〈1〉」
掲載誌 月刊国際税務 No.35
著者 小島 義博、酒井 真、山川 佳子（共著）

- 論文 「Robotics 法律相談室 人や家屋が密集していない地域でドローンによる夜間の荷物運送事業は可能か」
掲載誌 日経 Robotics 2015年9月号
著者 梅津 英明、埴 晋

- 論文 「A 大学(労働契約上の地位確認等請求)事件（東京地裁 平 26.12.24判決）」
掲載誌 WEB 労政時報
著者 塚田 智宏

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- 内田 貴 弁護士が早稲田大学特命教授に就任しました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com